

堺市就学援助規則の一部を改正する規則

堺市就学援助規則（昭和49年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
別表中「、南区役所にあつては区政企画室長」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。